

中間指針見直しの要否の検討における論点

本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、今後の議論の方向性について何ら予断を与えるものではない。

専門委員による判決等の調査・分析最終報告を踏まえ、中間指針見直しの要否の検討における論点を以下のとおり整理する。

I. 中間指針見直しの形式

【論点】

- ・ 中間指針の趣旨・役割や実績を踏まえ、かつ、最終報告で指摘した損害が中間指針で賠償の対象として示してきたものと密接に関連していることから、従来からの一貫性や継続性を重視し、現在の中間指針の構造を維持しつつ、新たに類型化された損害を取り込むため、「第五次追補」という形式で検討して良いか。

II. 具体的内容

1. 避難指示区域

(1) 過酷避難状況による精神的損害

【論点】

- ・ 「放射線に関する情報が不足する中で被曝の不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと」（以下「過酷避難状況」）による精神的損害は、中間指針はこれを考慮しているとは言い難いとして、新たに類型化し、慰謝料額算定の考え方を新たに示すことで良いか。
- ・ 過酷避難状況による精神的損害は、避難生活に伴う日常生活阻害慰謝料の考慮要素と、時間的にも内容的にも重なり合う部分を有すると考えられることから、類型化に当たっては、同じ損害の重複を避けるため、独立の損害項目とするのではなく、加算要素とすることとして良いか。

(2) 故郷喪失・変容による精神的損害（生活基盤変容慰謝料）

【論点】

- ・ 故郷の「喪失」に対する慰謝料については、帰還困難区域に関して中間指針等で示されているといえるが、故郷の「変容」に対する慰謝料については、第四次追

補の策定当時は、その生活基盤の変容による損害の実態が十分に想定・把握できていなかったことから審査会でも議論の対象となっておらず、中間指針等では示されていないと考え、新たに類型化し、慰謝料額算定の考え方を新たに示すことで良いか。その場合、故郷の「喪失」に対する慰謝料が独立の損害項目として示されていると考え、故郷の「変容」に対する慰謝料についても同様に、独立の損害項目として検討して良いか。

- ・ 故郷の喪失・変容に関する具体的な慰謝料額の算定に当たっては、各判決との比較で適正な金額を算定するため、各判決の認容額から日常生活阻害慰謝料等の金額を控除した残額を参考にして検討することで良いか。

(3) 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害

【論点】

- ・ 計画的避難区域に設定された地域の居住者については、後に政府による避難指示が発出される基準（事故発生後1年間の積算線量が20mSvに達するおそれ）に該当する地域に一定期間滞在していた事実があり、安心できる生活空間を享受する利益が相当期間にわたって侵害されたこと認められ、この利益侵害から生ずる健康不安（以下「相当線量地域健康不安」）は法的保護に値する損害と考えることで良いか。
- ・ 相当線量地域健康不安は、自主的避難等対象区域の滞在者が抱く不安を超えるものであり、相当線量地域健康不安を基礎に置く精神的損害について、指針での類型化を検討して良いか。

(4) 精神的損害の増額事由

【論点】

- ・ 総括基準で定められた増額事由のうち、「要介護状態にあること」、「身体または精神の障害があること」、「これらの者の介護を恒常的に行ったこと」、「懐妊中であること」及び「乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」については、これらの事由が認められる場合は、避難生活が通常避難者と比べてその精神的苦痛が大きくなるのが一般的であり、該当するか否かの認定、或いは程度の判定が比較的容易であることから、指針において類型化することは、直接請求手続において広く適用されることが期待できると考えられる。
- ・ そのため、被害者に対して迅速に、かつ手続の負担が少ない形で賠償が行われることを第一に、指針での類型化を検討して良いか。

2. 自主的避難等による精神的損害

(1) 子供・妊婦以外の者

【論点】

- ・ 第一次追補が子供及び妊婦以外の自主的避難等対象者の損害の賠償すべき期間を本件事故当初の時期としたことについて、裁判例を踏まえ、本件事故当初の時期以降に抱いた放射線被曝への恐怖・不安についても、自主的避難等対象区域のような比較的 low 線量の場合に、放射線への感受性が子供・妊婦と同じ程度に高い可能性があるとは一般に認識されていないことから、これだけでは賠償の対象となる損害の基礎にはなり得ないが、残存する後続事故に対する不安と相まって抱く相当程度の複合的な恐怖や不安を抱いたことには相当な理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ないと考え、中間指針が示した賠償すべき損害の対象期間を変更するとして良いか。

(2) 子供・妊婦

【論点】

- ・ 各判決と比較した場合、少なくとも中間指針が対象とする平成 23 年 12 月末までの間の賠償の考え方は、各判決と中間指針の考え方は整合が取れていると考えられる。
- ・ 平成 24 年 1 月以降については、各判決は終期において考え方が分かれているが、中間指針は、個別の事例又は類型ごとに、一定の要件のもとで賠償の対象とすることとしていることには、相応の合理性が認められると考えられる。
- ・ そのため、中間指針の見直しについては慎重に対応することで良いか。

(3) 自主的避難等対象区域以外における精神的損害

【論点】

- ・ 区域外の住民に対する賠償を典型的に認めた判決は少ない。
- ・ 一方で、市町村単位で一律に賠償を認めるため、原発からの距離、避難指示区域との近接性、政府等から公表された放射線量情報等（生活圏やヨウ素剤配布地域を含む）を総合的に勘案して自主的避難等対象区域を設定した中間指針の判断枠組みは引き続き合理的であると考えられる。
- ・ さらに、県南地域および宮城県丸森町については、一律に賠償を認めるべき区域とはみなされず、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得るとされ、実際、東京電力は子供・妊婦の場合には自主的避難等対象区域の半額を自主的に賠償していることを考慮すれば、自主的避難等対象区域の拡大については、慎重に対応することで良いか。

3. その他

【論点】

- ・ 第五次追補に記載しておくべき論点が他にあるか。